



令和7年2月3日

日高市議会議長 鈴木 健 夫 様

日高市議会議員政治倫理審査会
委員長 加 藤 大 輔

審査結果報告書

令和7年1月9日付けで審査の付託を受けた件について、日高市議会議員政治倫理規程第9条第1項の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。

記

1 審査の対象となった議員

城所 美奈子 議員

2 審査の対象となった事由の内容

審査の対象となった議員（以下「対象議員」という。）が関係者に対して行った行為が日高市議会議員政治倫理審査会規程（以下「規程」という。）第3条第1号及び第6号に掲げる政治倫理基準に違反する疑い。

3 審査結果

規程第3条第1号及び第6号に掲げる政治倫理基準に違反する行為があったものと認定する。

〈理由〉

対象議員への事情聴取及び関係者に対する議長職権による調査を行った結果、関係者への繰り返しの主張や問合せ、妥当性を欠く要求及び威圧的な言動と、SNS への不正確な誤解を招く投稿が確認できた。なお、当該一連の行為は、相手方が対象議員を日高市議会議員と認識している中で行われており、議員として相応しくない行為であることは明白である。これらの関係者に対する著しい迷惑行為は議会の品位を損なう行為であり、よって規程第3条第1号に違反する行為があったものと認定した。

また、対象議員が関係者に行った繰り返しの主張や問合せ、妥当性を欠く要求及び威圧的な言動は、相手方に過度に精神的ストレスを感じさせるとともに、通常の業務

に支障が出た可能性が否定できず、ハラスメントに類する人権侵害のおそれのある行為であり、よって同条第6号に違反する行為があったものと認定した。

4 審査会の意見

規程第10条第1項の規定に基づき、対象議員に対する同条第2項の議長の措置として、「対象議員への厳重注意」及び「日高市議会・関係者に対する謝罪文の提出（議長が定めた謝罪文への署名）の要求」とするのが相当である。

<参考>審査会の概要

1 審査会の設置

令和6年12月26日付けで、和田貴弘議員、森崎成喜議員、加藤大輔議員、三木伸也議員の連署をもって議長に対し、対象議員の政治倫理基準に違反する行為の存否について、規程第5条に基づく審査請求があり、令和7年1月9日に規程第6条第1項の規定により、鈴木健夫議長において日高市議会議員政治倫理審査会が設置され、当該事案の審査を付託された。

また、同条第2項の規定により、金子博議員、加藤大輔議員、三木伸也議員、大澤博行議員、山田一繁議員、森崎成喜議員の6名が委員となった。

2 審査の経過

第1回（令和7年1月9日）
○当該事案の審査付託 ○正副委員長を互選 委員長に加藤大輔議員、副委員長に山田一繁議員が就任 ○会議を非公開とすることの決定 関係者に不利益が生じるおそれが懸念されることから、政治倫理規程第7条第7項ただし書の規定により、会議を非公開とすることとした。 ○審査請求議員を代表して和田貴弘議員から説明 ○審査に値するとして審査を進める旨決定 ○対象議員に対し会議への出席及び資料の提出要求の決定 ○今後の進め方について審議
第2回（令和7年1月24日）
○対象議員への事情聴取（質疑と答弁）の要旨 問 関係部署に訪問6回、電話6回、メール1回をしたことは事実か。 答 電話1回が記憶になかったがおおむね事実である。 問 何回も訪問することは圧力をかけているということにならないか。 答 圧力をかけたつもりはなく、意見を伝えたかったのだが、結果として圧力をかけられて

いると取られてしまったかもしれない。

問 日高市議会議員と名乗っていないとのことだが、対象議員の Facebook の投稿を見れば明らかなのではないか。

答 そうかもしれない。

問 「議員」ではなく「個人」としての行動とのことだが「議員」の肩書はどのように外すのか。外せないのではないか。

答 家を一步出たら公人という立場なのだということの認識を深める必要がある。私自身の課題である。

問 本人が個人的な見解と言っても、日高市議会議員の意見と捉えられることになることへの理解は。

答 浅はかであった。

問 訪問の際、会議室に通されたとのことだが何故だと思うか。

答 私が日高市議会議員だという認識があらにあったからだと思う。

問 対応した関係者が威圧的で感情的な態度で詰め寄られたと言っている。

答 威圧的とは思っていないが、私の感情が入ってしまっていたかもしれない。

問 対象議員は「録音していない」とのことだが、相手側は「録音している」と言われたとされている。誤解を受けるような態度があったのか。

答 「録音してもらっても構いません」というようなことは言った。

問 既に機関決定（組織的意思決定）がされていることを、実施直前に担当者に訴えたところで何ができると思ったのか。声を届けるのが目的なのか、中止させるのが目的なのか。

答 前日に言って中止にならないのは100%に近い。そのことは重々承知の上。だからと言って言わないのではない。

問 相手側は「議員」と認識して受け取っているので抗議を受けていると感じると思われるが。

答 日高市職員の中にも私が知らないことを尋ねているだけなのに文句を言われているように感じてしまうと言われることがあり、意図しないことがあると感じているので、他の方もそうだと思う。

問 多くの人が責められていると感じているという意見を持っているということは、自身にも問題があるということを知っているか。

答 日高市議会議員の立場で発することの影響があるということを今体験として体感している。

問 現在、対象議員は一個人ではない、日高市議会議員である。議員になる前と今の状況は違う。

答 多少過激な発言は控えるように心がけている。

問 対象議員の行動が相手の迷惑になっていることについてどう考えるか。

答 声を届けたかったにすぎないが、手間を取らせないやり方は工夫する必要があったと思

う。

問 迷惑をかけたと思っているのか。

答 相手方に迷惑と捉えられてしまった以上、一連のやり取りをまとめてみると私も電話や訪問の回数もずいぶん行ったのだと思う。やり方の工夫の余地はあった。情熱が先走ってしまった。そこは反省するべき点。

問 Facebook の投稿で「日高市と私の考えが一緒」とあったが、関係者に確認したところ、見解の違いがあったようだが、どう思うか。

答 書き方が浅はかだったと思う。

○対象議員への弁明の機会の付与

事実と異なる点があった。日高市議会議員と名乗っていない。録音行為はしていない。

※ 委員長から対象議員に本件の審査結果の通知を受けた日から 14 日以内に弁明書を議長に提出することができる旨を伝達

○政治倫理基準に違反する行為の存否についての結論

対象議員の関係者への繰り返しの主張や問合せ、妥当性を欠く要求及び威圧的な言動や SNS への不正確な誤解を招く投稿など一連の行為は関係者に対する著しい迷惑行為であり、相手方が日高市議会議員と認識している中で行われており「議会の品位を損なう行為」に該当し、またその言動は相手方に過度に精神的ストレスを感じさせるとともに、通常の業務に支障が出た可能性が否定できず、「人権侵害のおそれのある行為」があったものと認定した。よって、本審査の対象となった事由は、規程第 3 条第 1 号及び第 6 号に掲げる政治倫理基準に違反するとの結論を得た。

○審査会の意見

規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、対象議員に対する同条第 2 項の議長の措置として、「対象議員への厳重注意」及び「日高市議会・関係者に対する謝罪文の提出（議長が定めた謝罪文への署名）の要求」とするのが相当であるとの意見を付すこととした。

第 3 回（令和 7 年 2 月 3 日）

○審査結果報告書及び謝罪文の確認

これまでの意見等の集約を行い取りまとめた審査結果報告書と謝罪文（案）の確認を行った。